の整数倍を加えたもの並びに一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）並びに一、八九一MHz、一、八九九・一MHz及び一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）

［四　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
〇〇kHzのものに限る。）並びに一、八九九・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）	の整数倍を加えたもの並びに一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）並びに一、八九一MHz、一、八九九・一MHz及び一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）
［四　同上］	［四　略］
（混信防止機能） **第九条の四**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　［同上］ ［イ　同上］ ロ　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）並びに一、八九九・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第二号又は第三号に規定する機能 ［七～十二　同上］ （空中線電力の許容偏差） **第十四条**　［同上］ ［一～十六　同上］	（混信防止機能） **第九条の四**　法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　デジタルコードレス電話の無線局については、次に掲げる機能 ［イ　略］ ロ　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）並びに一、八九九・一MHz及び一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第二号又は第三号に規定する機能 ［七～十二　略］ （空中線電力の許容偏差） **第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 ［一～十六　略］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）